吉下総第　１２０　号
令和８年１１月５日

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川下流総合管理所長　藪田　和也
（公印省略）

見　積　依　頼　書

1 件　　名　　低濃度PCB廃棄物収集運搬処理業務
2 業 務 場 所　　徳島県徳島市川内町榎瀬841番地　旧吉野川河口堰管理所　外1箇所
3 業 務 期 間　　契 約 締 結 の 翌 日 か ら　　令和9年3月26日　　まで
4 内　容　等　　低濃度PCB廃棄物について、収集・運搬・処理を行う。

記

1 現 場 説 明　　実施しません。
2 見積参加要件　　当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、業種区分「その他（役務の提供）」の認定を受けており、営業品目の「廃棄物処理」に登録されている者です。

3 見 積 書 等
1）様 式 等　　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。
2）提 出 方 法　　FAX、電子メール、持参又は郵送による。（※FAX番号及びﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽは4）に記載）
3）見 積 書 提 出 期 限　　**令 和 8 年 11 月 18 日　12:00**　まで
4）提 出 先　　独立行政法人水資源機構　吉野川下流総合管理所　総務課
FAX番号　088－624－7743　電子メール nyukei_yoshikaryuu@water.go.jp
5）担 当 者　　総務課　小林
6）質 問 書 提 出 期 限　　令 和 8 年 11 月 11 日　12:00　まで
7）見 積 日 時　　見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めません。
8）見 積 回 数　　2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年11月18日12時までとします。
9）そ の 他　　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 辞 退　　仕様書等の受領後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

5 見 積 結 果　　見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに書面により通知します。

6 そ　の　他
1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
2）請負代金の**支払いについては、履行確認後（納品確認後）の一括支払となります。**
3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

FAX 送信先　　０８８－６２４－７７４３
メール送信先　nyukei_yoshikaryuu@water.go.jp
担当：独立行政法人水資源機構　吉野川下流総合管理所　総務課あて

※　見積徴取に参加される方は、必ず本書を送付してください。

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川下流総合管理所長　藪田　和也　殿

住　　所
会　社　名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和８年１１月５日に交付された「低濃度ＰＣＢ廃棄物収集運搬処理業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担　当　者：

電 話 番 号：

ＦＡＸ番号：

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

別　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値
1　2　3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
　　・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例）　・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000−	0	123
□□工業	¥600,000−		999
△△組	¥500,000−	1	4

123+4=127

127÷2者=63　余り　1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000−	0	123
□□工業	¥600,000−		999
△△組	¥500,000−	1	4
◎◎工業	¥500,000−	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42　余り　2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業　が契約の相手方となる。

低濃度 PCB 廃棄物収集運搬処理業務

仕様書

令和８年１１月

独立行政法人水資源機構

吉野川下流総合管理所

第１章　総　　則

第1節　適　用

この仕様書は、「低濃度 PCB 廃棄物収集運搬処理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節　業務場所

徳島県徳島市川内町榎瀬８４１番地　旧吉野川河口堰管理所　外１箇所

第3節　業務内容

本業務は、独立行政法人水資源機構が保管している低濃度 PCB 廃棄物について、関連法令等を遵守し適正に収集・運搬・処理するものである。

第4節　業務期間

契約締結の翌日から令和９年３月２６日までとする。

第5節　業務数量

対象の低濃度 PCB 廃棄物については別紙のとおりとする。

なお、別紙の機器についてはすべて「みなし処分」を実施する。

第6節　通知事項等

受注者は、業務における業務管理責任者を定め、発注者に通知するものとする。

また、収集運搬方法（運搬経路）、処理手順等について、着手前に発注者へ通知するものとする。

第7節　提出書類

提出書類名	部数	提出期限	摘要
業務報告書	１部	処理終了後速やかに	収集運搬状況写真、マニフェスト、処分状況写真

第8節　官公庁等への手続き等

本業務の実施に伴い必要となる関係官公庁との事前協議等に必要な手続きの費用は、低濃度 PCB 廃棄物の処分費に含むものとする。

第9節　安全対策

受注者は、法令等に基づき必要な安全対策を行うものとする。

第10節　疑義等

仕様書に明記されていない事項、疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第２章　収集運搬処理業務

第1節　関係法令遵守

本業務の履行にあたっては、次の関係法令等を遵守するものとする。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
3. 低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン
 ※環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物規制課　令和元年 12 月
4. 搬出困難な低濃度 PCB 汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法
 ※環境省　大臣官房　廃棄物・リサイクル対策部　平成 27 年 1 月
5. 低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン　－焼却処理編－
 ※環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物規制課　令和６年 10 月改訂
6. その他関係法令等

第2節　収集運搬

1. 収集場所

(1) 徳島県徳島市川内町榎瀬８４１番地　旧吉野川河口堰管理所

(2) 徳島県板野郡松茂町中喜来稲本３－１　旧吉野川河口堰操作所

2. 収集

前項 (1) (2) に保管してある低濃度 PCB 廃棄物については、建屋内から人力で搬出を行うものとする。

3. 運搬

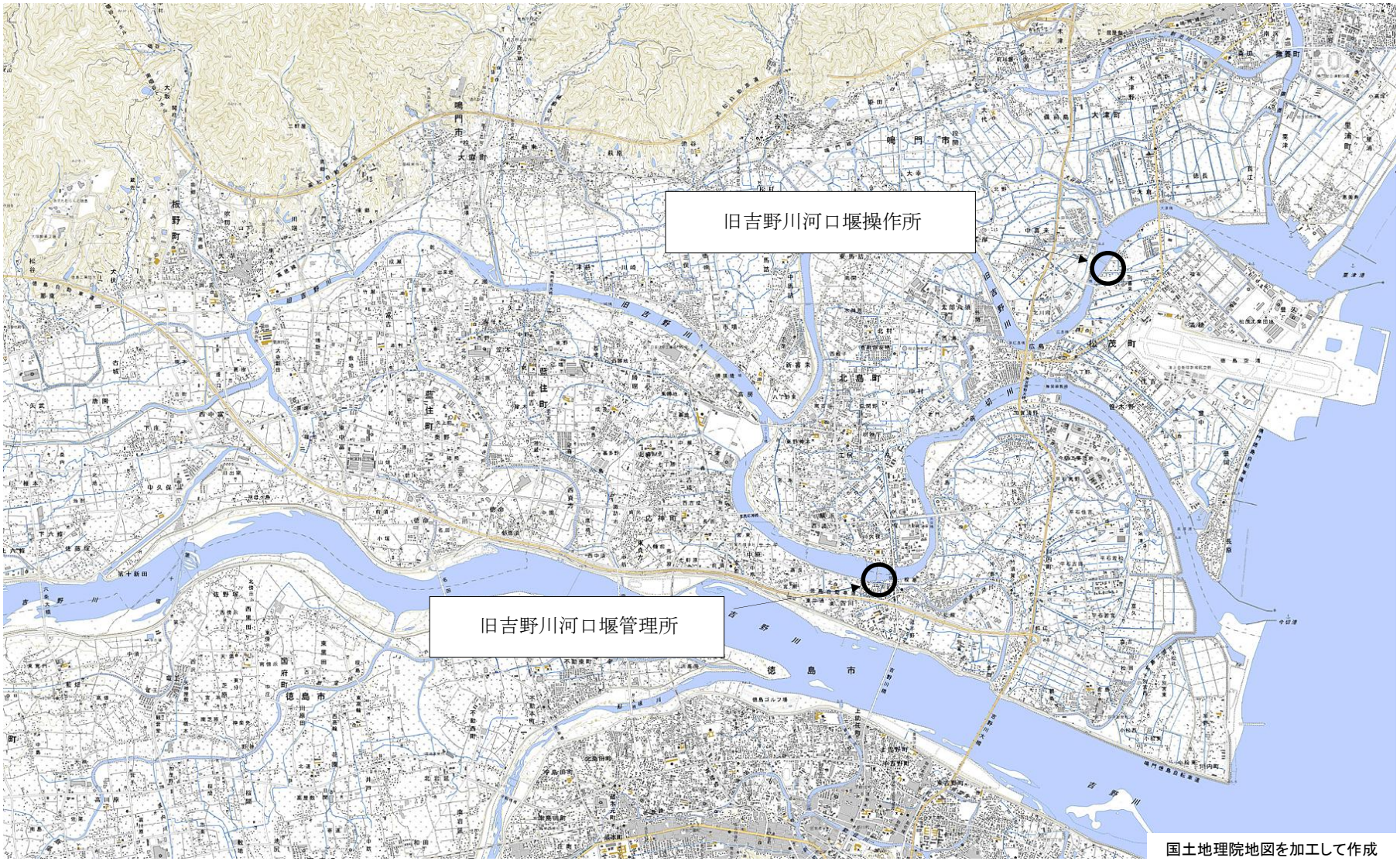
廃棄物処理法に基づき認定を受けた者が処理施設へ運搬するものとする。

第3節　処理場所

1. 廃棄物処理法に基づき認定を受けた処理施設において適正に処理するものとし、収納容器も合わせて処理するものとする。
2. 第２章第１節に示すガイドラインに基づき処理するものとする。

以上

位置図



国土地理院地図を加工して作成

別紙

絶縁油処理又は 廃棄する機器の名称		廃棄対象の形式等						
		製造者名	型式	製造番号	製造年月	定格容量	総重量 kg	備考
旧吉野川河口堰管理所								
（収納容器：ペール缶）							1.6	
1	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441101AC2	不明	1997年	10μF	1.7	
2	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441101AC2	不明	1997年	10μF	1.7	
3	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441101AC2	不明	1997年	10μF	1.7	
4	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441200AC1	不明	1995年	20μF	1	
5	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441200AC1	不明	1995年	20μF	1	
6	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441300AC2	不明	1995年	30μF	1	
7	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441300AC2	不明	1995年	30μF	1	
8	コンデンサ	ニチコン(株)	BB4417R5AC1	不明	1995年	7.5μF	1	
9	コンデンサ	ニチコン(株)	BB4417R5AC1	不明	1995年	7.5μF	1	
10	コンデンサ	ニチコン(株)	BB4417R5AC1	不明	1995年	7.5μF	1	
11	コンデンサ	ニチコン(株)	BB4417R5AC1	不明	1995年	7.5μF	1	
旧吉野川河口堰操作所								
（収納容器：ペール缶）							1.6	
1	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441101AC2	不明	1998年	10μF	1.7	
2	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441101AC2	不明	1998年	10μF	1.7	
3	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441101AC2	不明	1998年	10μF	1.7	